

所得税の確定申告

役場での所得税の確定申告について ※詳しくは、広報とうごう2月号に掲載予定です

役場での確定申告会場開設期間は、**2月17日(月) から2月28日(金)** までです
(昨年までよりも役場会場の開設期間が短くなります)。会場は役場2階大会議室です。
3月1日以降は税務署が開設している申告会場(電気文化会館)のみとなります。



申告書の作成

所得税および復興所得税の申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。案内に従って入力すれば、税額などは自動計算できます。スマートフォンによる利用も可能です。(詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。)特に、給与所得者で、医療費控除またはふるさと納税の還付申告を行う場合は、「スマホ専用画面」による申告が便利です。
※ ID・パスワード方式による場合は、事前に昭和税務署で手続きして下さい。(ただし、前年に確定申告会場などで既に取得されているIDなどがあれば引き続き利用できます)



住宅借入金等特別控除申告相談会

令和元年(平成31年)中に住宅ローンなどを利用して家を新築した人や、中古住宅を購入・増改築などをした人は、一定の要件に当てはまれば、入居した年から最長13年間住宅借入金等特別控除が受けられます。この控除を受けるには、所得税の確定申告が必要です。給与所得者は1年目に確定申告をすると2年目以降は年末調整で控除が受けられます。なお、確定申告に必要な書類は、国税庁ホームページでご確認ください。また、この控除の申告相談会が次の日程で開催されます。

と き 1月29日(水) ~ 1月31日(金) (1日2回開催)

1 午前の部 午前10時~11時30分 **2** 午後の部 午後2時~3時30分

※受付はそれぞれ開始時刻の30分前から

ところ 日進市民会館(日進市折戸町笠寺山62-3)

当日持参するもの

1 マイナンバーカード(個人番号カード)

※持っていない人は、番号確認書類(通知カードなど)および本人確認書類(運転免許証など)

2 源泉徴収票(令和元年(平成31年)分)〈会社員などの場合〉

3 家屋(および土地)の登記事項証明書(法務局発行)

4 家屋(および土地)の売買契約書または工事請負契約書の購入年月日と取得価額のわかる部分の写し

5 建築確認済証の写し、検査済証の写し、または増改築等工事証明書

6 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(金融機関などから交付を受けたもの)

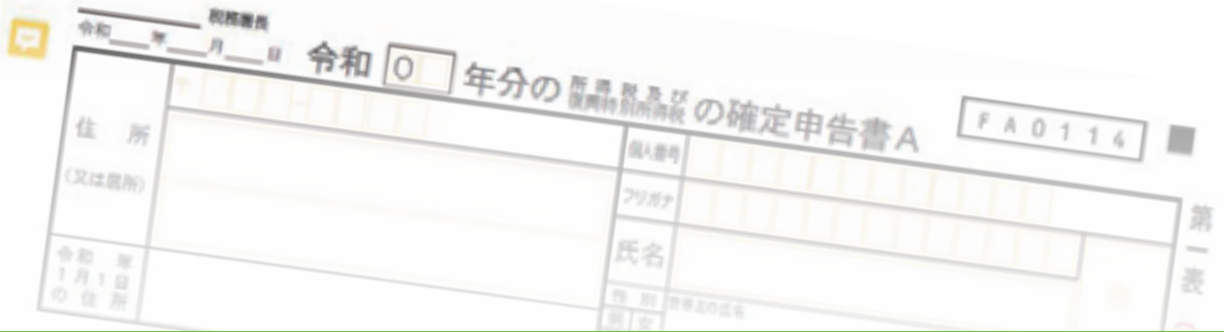
7 印鑑・計算機・筆記用具

8 還付金の受け取り銀行預金口座番号などが分かるもの(本人名義に限る)

9 確定申告書等(税務署から送付がある場合)



◎問い合わせ 昭和税務署個人課税部門 ☎052・881・8171



確定申告と住民税申告はマイナンバーが必要です

確定申告および住民税申告手続きには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている人…マイナンバーカードのみ
- ・マイナンバーカードを持っていない人…次の①および②が必要です。

- ① 番号確認書類1つ（通知カード、住民票の写し（マイナンバー入り）など）
- ② 本人確認書類1つ（運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、障害者手帳、在留カードなど）



分からないことは

所得税・贈与税の申告関係 ▶ 昭和税務署 ☎052・881・8171

※音声案内に従い、用件に応じた番号を押してください。

県税関係（事業税など）▶ 愛知県名古屋南部県税事務所 ☎052・682・8923

住民税の申告関係 ▶ 税務課 ☎0561・56・0724



障害者控除対象者認定書の送付

65歳以上で要介護認定を受けている人は、所得税の申告などで障害者控除の対象となる場合があります。

対象者には、1月下旬に認定書を送付しますので、確定申告などの際にこの認定書（コピーも可）を添付してください。

対象

令和元年12月31日現在（年の途中で死亡した場合は死亡日）、次の全てに該当する人

- ① 要介護1～5（要支援2でも対象になる場合があります）
- ② 満65歳以上

その他

障害区分（普通障害、特別障害）に変更がなければ、以前の認定書でも申告できます。

ただし、今回送付する認定書は令和元年分（平成31年分）の申告用です。過去の分を申告する場合は、以前の認定書を使用するか、高齢者支援課で認定書の再交付を受けてください。

問い合わせ

高齢者支援課 介護保険係 ☎0561・56・0735

保険税、保険料の納付済額を送付

令和元年中（平成31年中）に納付いただいた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額をお知らせするはがきを1月下旬に送付します。確定申告や住民税の申告にご利用ください。

問い合わせ

保険医療課 保険徴収係

☎0561・56・0738

医療係 ☎0561・56・0739

高齢者支援課 介護保険係

☎0561・56・0735

